

## ●保険者と負担市町村の関係について

Q 1. 国保保険者（市町村）と乳幼児の負担市町村が異なる場合があるか？

A 原則、国保保険者（市町村）と一致するが、異なる場合もあり得る。

Q 2. 県外保険者もあり得るか？

A Q 1. と同様に、あり得る。

## ●一部負担金について

Q 3. 初回の窓口負担金が自己負担額未満の場合、一部負担金の取り扱いは？

A 実際の窓口負担額を記載する。

2回目以降の受診に係る差額の徴収については、市町村によって異なるので、乳幼児事業実施状況一覧を参照。

Q 4. 同一月に外来から入院に変わった場合、一部負担金の取り扱いは？

A 入院・外来、それぞれで徴収する。

Q 5. 保険者が変わった場合の一部負担金の取り扱いは？

A **原則として**、保険者ごとに再度徴収する。

徴収する額については市町村により異なるので、乳幼児事業実施状況一覧を参照。  
**ただし、宮崎市と都城市においては、「1 医療機関当たり」で設定のため、月初回で徴収後、月内の保険変更（社保⇄国保）で変更後保険者での負担金徴収なし。（「月途中での保険変更」等のコメントが必要）**

Q 6. 保険者は変わらず、月の途中で市町村が変わった場合の一部負担金の取り扱いは？

A 月初めの市町村で徴収し、後段の市町村では徴収しない。

Q 7. 「自己負担なし」から「自己負担あり」の市町村へ転出した場合の一部負担金の取り扱いは？

A 保険者が変わらない場合は徴収しないが、保険者が変わる場合は再度徴収する。  
徴収する額については、市町村によって異なるので、乳幼児事業実施状況一覧を参照。

## ●受給資格証の提示について

Q 8. 月の1回目に受診した時、受給資格証を提示せず、2回目に受給資格証を提示した場合の取り扱いは？

A 受給資格証を提示した時から乳幼児医療に該当する。(この場合、レセプトの請求点数と乳幼児医療の対象点数が異なることになり、摘要欄へコメントの記載が必要。)

医療機関と患者で協議のうえ、乳幼児医療について「全部を該当とせず償還払いにする」、もしくは「全部を該当とし現物給付にする」のどちらかの選択も可能である。

### ●レセプトへの記載について

Q 9. 一部負担金相当額が自己負担額未満の場合のレセプトへの記載は？

A レセプトへの記載が必要。

ただし、外来の場合の負担金の記載は、10円未満の端数を四捨五入する前の額を記載。

Q10. 公費(法定)併用の場合で乳幼児医療が負担する窓口負担がない場合のレセプトへの記載は？

A 必要ない。

Q11. 複数の公費併用のため記載枠がない場合のレセプトへの記載は？

A 紙レセプトの場合は、摘要欄に負担者番号、受給者番号、一部負担金を記載する。(提出前に連絡があるとよい。)

電子レセプトの場合は、5者併用まで対応しており、第3公費・第4公費の負担者番号、受給者番号、一部負担金は摘要欄に記載される。

### ●その他

Q12. 保険と乳幼児医療で異日数・異点数となることがあるのか？

A 原則、同日数・同点数の記載。

ただし、健診等で異日数・異点数となることがある。(この場合、摘要欄へコメントの記載が必要。)

Q13. 被保険者資格証明書を提示した場合の取り扱いは？

A 保険が償還払いになるので、乳幼児医療も償還払い。